

法発〔2021〕14号

最高人民法院による

「人民法院知的財産権司法保護計画（2021-2025）」印刷・配布の通知

各省・自治区・直轄市の高級人民法院、解放軍軍事法院、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院 御中

ここに、「人民法院知的財産権司法保護計画（2021-2025）」を印刷、配布する。真摯に貫徹実行されたい。

最高人民法院

2021年4月22日

人民法院知的財産権司法保護計画

(2021-2025)

第18回党大会以降、人民法院は、知的財産権保護業務と国家統治体系及び統治能力の現代化との関係、質の高い発展との関係、人民の生活における幸福との関係、国の対外開放の大局との関係、国の安全との関係を正しく認識、把握し、知的財産権司法保護業務を全面的に強化し、新たな発展理念の貫徹、新たな発展構造の構築、質の高い発展の促進に向けて有力な司法サービス及び支援を提供し、必要不可欠で重要な役割を担ってきた。

「十四五（第14次5か年計画）」期間は、社会主義現代化国家の全面的建設の新たな征途を勢いをもって開始し、第二の100年奮闘目標に向けて進出する最初の5年間である。第19回中国共産党中央委員会第5回全体会議の主旨と、中央政治局第25回集団学習における習近平総書記の重要講話の主旨を深く貫き実行に移し、「中華人民共和国国民経済および社会発展第14次5か年計画ならびに2035年長期目標綱要」を貫徹実行し、知的財産権司法保護に関する目的、任務、取り組み、実施の青写真を明らかにするため、本計画を策定した。

一. 全体的要求

(一) 方針。習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針とすることを堅持し、第19回党大会及び第19期中央委員会第2回、第3回、第4回、第5回全体会議の主旨を全面的に貫き、習近平の法治思想を深く貫徹し、「四つの意識（政治意識、大局意識、核心意識、一致意識——訳注）」を強め、「四つの自信（進む道・理論・制度・文化への自信——訳注）」を揺るぎないものとし、「二つの擁護（習総書記の党中央における核心的地位と全党における核心的地位の擁護、及び党中央の権威と集中統一的指導の擁護——訳注）」を遂行し、「人民大衆が個々の司法事件において公平・正義を感じるよう努める」という

目標のために、自身が主体、人民の利益至上、公正で正当な保護という原則を堅持し、知的財産権の裁判分野の改革を絶えず深め、知的財産権司法保護を絶えず強化し、知的財産権の法治環境を絶えず最適化し、知的財産権強国、世界的科学技術強国の建設、社会主義現代化国家の全面的建設に向けて堅実な司法サービスと支援を提供する。

(二) 基本原則。司法業務における党の絶対的な指導を堅持し、人民法院の知的財産権司法保護業務の全過程において党の指導を貫き、知的財産権司法保護業務の発展の正しい方向性を確保する。人民を中心とすることを堅持し、人民大衆の公平・正義に対するより高い要求をよりよく満たし、人民大衆の幸福感・安心感を着実に高める。問題志向を堅持し、知的財産権司法保護の際立つ問題と弱点に焦点を当て、知的財産権司法保護の全体的な効果を絶えず強化する。改革・革新を堅持し、革新的な方法でイノベーションを保護し、知的財産権の裁判業務を質の高い発展に向けて持続的に推し進める。開放による発展を堅持し、国情に基づき、国内大循環を主体とし、国内と国際の双循環が相互に促進し合う新たな発展の枠組みの構築を推し進める。

(三) 全体的な目標。2025年までに、知的財産権専門裁判体系の一層の整備を図り、知的財産権訴訟制度をより整ったものにし、知的財産権裁判の質と効率を全面的に高め、知的財産権裁判チームの全体的な質を大幅に高め、知的財産権裁判体系と裁判能力の現代化建設において実質的な進展を得る。知的財産権侵害行為に対する処罰の程度を大幅に高め、知的財産権司法保護の状況を大幅に改善し、司法の社会的信頼性、影響力、権威を大幅に高め、知的財産権司法保護に対する社会の満足度を比較的高い水準に維持する。中国の特色を備え、革新の法則に符合し、国の発展目標への適応に必要な知的財産権司法保護の制度をさらに成熟させ、イノベーションの保護の奨励、科学技術の進歩と社会の発展の促進という知的財産権裁判の機能をさらに鮮明にして、党と国の事業の大局に奉仕する司法能力をより一層強化する。

## 二. 知的財産権の裁判の機能的役割を十分に発揮する

(四) 科学技術イノベーションの成果の保護を強化する。専利法を全面的に貫徹実施し、技術に関わる事件の集中審理の優位性を十分に発揮し、科学技術イノベーション成果の保護における司法裁判の規則主導、価値志向の機能を強化し、イノベーション主導型発展に奉仕する能力と実際の効果を着実に強化する。専利の権利付与・権利確定行政行為の適法性を厳しく審査し、行政・司法基準の統一・調整を推し進め、専利の権利付与・権利確定の質を高める。専利紛争の実質的な解決に資する審理メカニズムを整備し、循環訴訟や手続きの形骸化を防ぎ、審理期間を効果的に短縮する。基幹中核技術、新興産業、重点分野、種子・苗木の原産地などにおける知的財産権司法保護を強化し、集積回路配置設計及びコンピュータソフトウェアの保護制度を厳格に実施し、イノベーションサービス体系の構築を推進し、自主イノベーション能力を高め、技術産業の高度化をけん引する。ビッグデータ、人工知能（AI）、遺伝子技術などの新分野・新業態における知的財産権司法保護の規

則を整備し、基幹デジタル技術のイノベーション・応用を推し進める。独自の知的財産権を有する重要な農業科学技術成果の保護に力を入れ、法に厳格に従い種子産業における自主イノベーションを保護し、国の食糧安全を効果的に保障する。国家重大地域発展戦略に奉仕する司法能力を全力で高め、地域の知的財産権の迅速な協同保護のメカニズムの整備を推し進め、地域の協同革新を推進する。

(五) 著作権及び関連する権利の保護を強化する。著作権法を全面的に貫徹実施し、優れた文化に対する著作権裁判のけん引・誘導の機能を十分に発揮させ、社会主義核心的価値観を発揚し、文化及び科学事業の発展と繁栄を促進する。文化創作者の権益保護を強化し、著作物の認定基準を正確に把握し、分野別、類型別に著作物の特徴に応じて適切な保護レベルを決定し、保護レベルを独創性の程度と中国の国情とのつり合いがとれたものにする。法に基づき、著作物の伝播者の合法的な権益を保護し、著作権の集団管理制度の堅持と権利者の私的自治の尊重との関係を適切に処理し、司法保護と行政管理監督との連携を強化し、著作物の伝播と利用を促進する。インターネット分野における文化的な創作・伝播に関連する著作権保護の新たな問題を適切に処理し、司法保護規則を整備し、インターネット分野の知的財産における法による統治を強化する。伝統文化、伝統知識などの分野における知的財産権保護について積極的に検討し、司法保護規則を明確化する。

(六) 商業標識の保護を強化する。商標権の司法保護を強化し、有名ブランドの育成と商品・サービス貿易の発展を促進し、企業の競争力を高め、ブランド強国の建設を推し進める。法に基づき行政裁決の適法性を厳格に審査し、商標の権利付与・権利確定行政事件の審理の質を高める。悪質な冒認出願、投機目的での商標の大量出願などの行為に対する処罰を強化し、商標出願・登録の秩序の正常化と規範化を促進する。商標権の権利境界と保護範囲を科学的かつ合理的に定義し、商標権の保護における登録と使用の関係を正しく把握し、商標権の保護範囲を確定する上での商標使用の役割を強化し、商標の実際の使用を積極的に指導する。地理的表示の司法保護を強化し、地理的表示権の侵害行為を確実に抑制し、地域の特色ある経済の発展を支援する。

(七) 独占禁止及び反不正競争の裁判を強化する。独占禁止及び不正競争事件の審理を強化し、競争政策の基本的立場を強化し、関連する司法解釈を適当な時期に制定し、各種の独占・不正競争行為を明確に規制し、市場の封鎖を排除し、公平な競争を促進する。インターネット分野の独占紛争を適切に処理し、プラットフォーム経済の独占禁止裁決規則を整備し、無秩序な資本拡大を防止し、プラットフォーム経済の規律ある、健全かつ持続可能な発展を促進する。反不正競争法による商業標章の司法保護を強化し、異なる標章間の権利衝突を解決する。営業秘密の司法保護を強化し、法に基づき当事者の立証責任を合理的に決定し、営業秘密の侵害行為を効果的に抑制する。営業秘密の保護と人材の合理的流動の関係を適切に処理し、法に基づき営業秘密を保護するとともに、労働者の正当な就業・起業の合法的な権利を保護する。法に基づき関連行政職能部門の職務遂行を支援し、独占禁止と反不正競争業務の相乗効果を形成する。

(八) 知的財産権侵害行為に対する処罰を強化する。法に基づき行為の保全、証拠の保全、訴訟妨害行為への制裁などの措置をとり、侵害行為を速やかかつ効果的に抑止し、権利維持のコストを確実に低下させる。懲罰的損害賠償の構成要件を正しく把握し、司法判断における懲罰的損害賠償制度的確な適用を確保し、権利侵害に伴う代償を増大させ、法に基づき重大な知的財産権侵害行為を処罰する。罪刑法定の原則に従い、裁判中心の刑事訴訟制度の要求に従い、民事紛争と刑事犯罪の境界を正しく把握し、法に基づき知的財産権を侵害する犯罪を処罰し、抑止、予防、矯正という刑罰の機能を十分に発揮させる。

### 三. 知的財産権裁判分野の改革・革新を深化させる

(九) 知的財産権専門化裁判体系を整備する。最高人民法院知識産権法廷の三年間の試行業務状況を全面的に総括し、さらなる改革案を提示し、技術に関わる知的財産権裁判の整備を促進し、国レベルでの知的財産権事件の上訴審理メカニズムの構築を深化させる。知識産権法院、知識産権法廷の設置を強化し、司法責任制の総合的な関連改革を深化させ、処理する事件が多く司法担当者が少ないという深刻な矛盾を解消し、内部制度を最適化し、人材チームを構築し、知的財産権専門裁判機関の配置を推し進める。インターネット法院の知的財産権裁判機能の構築を強化し、インターネット司法の先導的役割を十分に発揮させ、情報化時代における知的財産権保護の新たな問題の解決に力を入れる。

(十) 知的財産権訴訟制度を整備する。知的財産権事件の規律に符合する訴訟規範の起草を検討し、知的財産権事件の証拠、訴訟手続きなどの関連規定を整備する。知的財産権の民事・行政事件を共に推進するメカニズムを最適化し、行政権利確定事件と民事侵害事件における手続きの連携、審理メカニズム、裁決基準などの面での相互協調を推し進める。知的財産権事件の管轄制度を整備し、事件の状況と裁判の必要性に応じて、法に基づき管轄配置を適切に調整し、特定の種類の事件に対する集中管轄を強化する。多様な技術事実調査メカニズムを整備し、技術調査人材バンクの構築を強化し、人材共有メカニズムの機能を十分に発揮させる。誠実な訴訟を強力に提唱し、証拠の毀損・隠匿・偽造などの行為を厳格に制裁し、権利濫用・悪意訴訟を効果的に規制し、知的財産訴訟の誠実・信用体系の構築をさらに整備する。

(十一) 民事、刑事、行政事件の「三合一（民事事件、行政事件、刑事事件を併行して審理すること——訳注）」裁判体制改革を深化させる。知的財産権刑事事件の管轄配置の整備を推し進め、知的財産権の「三合一」裁判メカニズムに適応する管轄制度を積極的に構築し、知識産権法院による知的財産権刑事事件の審理を推し進める。公安機関、検察機関との知的財産権刑事司法手続き面での連絡・調整を強化し、連絡体制の構築・整備を図る。知的財産権の民事・行政・刑事訴訟手続きの連携を整備し、裁判結果の内的要因の調整と統一を確保する。知的財産権刑事私訴手続きを最適化し、知的財産権権利者の合法的な権益を十分に保障する。

(十二) 繁簡分流（事件の内容によって簡単なもの（簡易手続き）複雑なもの（通常手

続き)に明確に区別し、処理を行うこと——(訳注)の改革を深く推進する。知的財産権事件の繁簡分流を積極的に推進し、簡易手続規則を整備し、簡単な知的財産権類事件への小額訴訟手続きの適用を推し進め、簡単な商標権利付与・権利確定類行政事件への単独審理の適用を模索する。知的財産権事件の裁判の特徴に基づき、異なる訴訟手続き、訴訟・調停手続き間の転換メカニズムと規則を整備する。オンライン訴訟の強化・規範化を図り、一般的な簡単な事件の裁決文書の形式を簡素化する。知的財産権紛争における訴訟前調停の質を高め、調停事件の司法確認プロセスを最適化し、紛争の実質的な解決を促進する。

#### 四. 知的財産権保護業務メカニズムを最適化する

(十三) 法律適用基準が統一された仕組みを構築する。司法審査の監督・指導の機能を十分に発揮させ、知的財産権の行政執行と司法裁定の基準の統一を促進する。司法解釈と司法政策が主導し、指導性判例を指導とし、代表判例を参考とする知的財産権裁判指導体系を整備し、専門裁判官会議制度を最適化し、類似事件と新類型事件の検索制度を整備し、法律適用基準が統一された仕組みを構築する。スマート法院の設置をさらに進め、知的財産権判例と裁決文書のデータベースの高いレベルでの応用を整備し、人工知能などの情報手段を十分に運用して、裁決基準の統一を促進する。

(十四) 多様な紛争解決メカニズムを整備する。人民法院の調停プラットフォームを十分に活用し、知的財産権紛争のオンライン訴訟調停連携メカニズムを強力に推進し、非訴訟紛争解決メカニズムの確実な運用を強化する。新時代における「楓橋経験(毛沢東が全国展開した4つの浄化運動——(訳注))」を堅持し、発展させ、質の高い司法サービスを提供し、知的財産権紛争の総合ガバナンス・根源管理を効果的に推し進める。知的財産権の行政職能部門、仲裁機関、業界団体、調停組織などとの調整・協力を強化し、地域の実情に応じて知的財産権紛争解決方式を刷新し、人民大衆の多元的で効率的かつ便利な紛争解決のニーズに応える。

(十五) 行政の法執行と司法の連携メカニズムを強化する。知的財産権の情報化・スマート化インフラの整備を強化し、国家市場監督管理総局、国家知識産権局などの部門との情報資源共有メカニズムの構築を推し進め、最高人民法院と中央関連部門とのデータ専用ラインの接続業務を推進する。知的財産権保護のオンラインとオフラインの融合発展をさらに推し進め、知的財産権の行政職能部門との連携協力を強化し、知的財産権の全面的な保護の体制の構築に積極的に関与する。

(十六) 知的財産権の国際協力・競争メカニズムを深化させる。涉外知的財産権裁判を強化し、国際貿易関連の重大な知的財産権紛争を適切に審理し、法に基づき中国と外国の権利者の合法的な權益を平等に保護する。中国の知的財産権関連法の規定の国外適用を推進し、中国国民、企業の海外における安全と合法的な權益を確実に保護する。国際的な司法協力・提携を強化し、国際的な並行訴訟を適切に解決し、知的財産分野における国の安全を守る。他の国・地域の知的財産権司法協力を深化させ、知識の共有を積極的に推進す

る。知的財産司法の分野におけるグローバルガバナンスに積極的に関与し、司法裁定を通じて関連する国際ルールと基準の整備を推し進める。

## 五. 知的財産権裁判の支援を強化する

(十七) 政治と組織的支援を強化する。習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想で頭脳を武装し、実践を指導し、業務を推進し、党の政治建設を常に第一とし、国家の大局意識に奉仕する意識を築き、国家主権と核心利益を断固として守る。業務メカニズムを整備し、下部組織への監督・指導を強化し、関連職能部門との連絡・調整を強化し、知的財産権の各方面における司法保護の効果的な実施を確保する。司法への干渉を防止する「三つの規定」などの鉄則・禁止令を厳格に実施し、知的財産権分野における裁判権運営と監督制約メカニズムを整備し、法院チームの教育・是正を行い、忠誠・清廉潔白・責任感を確保する。

(十八) チームと人材の支援を強化する。習近平総書記が提示した「七つの能力」の要求をベンチマークとし、知的財産権裁判の実態と職位職責に基づき、チームの革命化、正規化、専門化、職業化を全面的に強化する。知的財産権裁判の人材の備蓄及び選抜の仕組みを整備し、優秀な人材の選抜を強化し、「三合一」裁判の要求に符合する複合型人才の育成を重視し、チームの安定性の強化に注力する。異なる法院、裁判部門の多様な形式の人材交流メカニズムを構築し、総合的な資質が高く、専門能力が高く、潜在能力がある知的財産権裁判官を計画的に選抜して関連部門に出向させる。

(十九) 科学技術と情報化の支援を強化する。スマート法院設置の成果を十分に活用し、情報化と知的財産権裁判の高度な融合を実現し、上・下級人民法院の知的財産権に関わる事件の訴訟システムの相互接続、業務の協調、資源の共有を推進する。事件審理の電子化水準をさらに高め、電子公文書のオンラインでのデータ保管、インターネット閲覧を実現する。ワンストップ式訴訟サービスセンターの機能を十分に発揮させ、知的財産権事件の地域間立件、オンライン立件、電子送達、オンライン開廷などの情報化技術の普及・応用を強力に推進する。司法ビッグデータの十分な集約、スマート分析及び有効利用を強化し、知的財産権関連の意思決定の参考とする。

各級人民法院は、この計画の要求事項を全面的かつ正確に貫徹実行し、実情に合わせて実施計画を策定し、役割分担を明確にし、責任を確実にし、実務効果を求めなければならない。最高人民法院は統括、調整し、指導を強化し、実行を推進し、計画の各措置が確実に実行されるよう確保する。

出所：2021年4月22日 最高人民法院ウェブサイト

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-297981.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。